令和６年４月１５日

指定居宅介護事業所　各位

北九州市保健福祉局地域福祉部介護保険課

介護サービス担当課長

介護予防支援事業所の新規指定に係る手続きについて（通知）

　日頃から、本市の介護保険事業にご理解、ご協力を賜りお礼申し上げます。

　さて、介護保険制度改正により、令和６年４月から、指定居宅介護支援事業所が、予防介護支援事業所として指定を受け、予防介護支援事業を行う事が可能となりました。

　本市においては、下記のスケジュールで介護予防支援事業所の新規指定を行います。

　つきましては、令和６年７月から11月に予防介護支援事業の運営を希望する指定居宅介護事業所におかれましては、下記をよくご確認いただき、期限までに申請書等の提出を願いします。

記

１　新規指定スケジュール

　　令和６年５月１５日（水）　　指定申請書等提出期限（※必着）

　　令和６年６月（予定）　　　　新規指定に係る意見聴取の会議

（※詳細は５「注意事項」（２）参照のこと）

　　令和６年７月～11月の1日　　新規指定

２　提出書類

　　別紙１「指定介護予防支援事業所指定時の必要書類」のとおり

３　提出方法

　　下記受付まで簡易書留による郵送にて提出

　　（封筒に朱書きで「介護予防支援事業所指定申請書在中」と記載してください。）

４　受付及び問い合わせ窓口

　　〒８０３－８５０１

　　北九州市小倉北区城内１番１号

　　北九州市保健福祉局地域福祉部介護保険課　居宅サービス係

５　注意事項

　（１）本通知で案内する介護予防支援事業所の新規指定手続きは、既に指定居宅介護支援事業所を運営している事業所を対象とするものです。

　　　　指定居宅介護支援事業所を運営していない事業者の方は、介護予防支援事業所のみの指定はできません。

　（２）介護予防支援事業所の指定にあたり、あらかじめ関係者等の意見を反映させるために、「地域包括支援センター運営協議会（＝北九州市高齢者支援と介護の質の向

上推進会議地域包括支援に関する会議）」に諮り、意見を聴取し決定します。

そのため、新規指定の時期は会議開催の時期に合わせて次のスケジュールとなります。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| NO. | 会議時期（予定） | 指定時期※ |
| １ | ６月 | ７月・８月・９月・10月・11月 |
| ２ | 11月 | 12月・１月・２月・３月 |
| ３ | ３月 | ４月・５月・６月・７月 |

　　※指定時期は、各事業者の希望する時期となります。

　　　　本通知で案内する指定時期については、表中のNO,１の会議に諮る指定分です。

　２回目以降の会議に諮る指定分についてのスケジュールは、別途、ホームページでお示しする予定です。

（３）居宅介護支援事業所の指定申請に比べ、介護予防支援事業所の指定に必要な提出書類を省略しています。

　　　今回の指定申請に運営規程の提出は不要ですが、介護予防支援事業所の運営開始までに、介護予防支援について運営規程を作成してください。また、法人の定款の事業目的に、「介護保険法に基づく介護予防支援事業所」等の文言を追加してください。

　　　また、居宅介護支援事業所として当課に届出をしている内容に変更が生じているにも関わらず、変更の届出を提出してない場合、速やかに変更届を提出してください。

※居宅支援事業所が届出すべき事項は、別紙２「介護予防支援事業所の指定に係る確認書」に記載しています。

（４）提出書類は必ず写しをとり、事業者で保管してください。

（５）本通知で案内する指定に関して指定手数料は不要です。

指定介護予防支援事業所指定時の必要書類

別紙１

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 必　要　書　類 | 様　式 |
| 1 | 指定介護予防支援事業所　指定申請書※２シートありますので、表面び裏面を1枚になるよう両面印刷で提出してください。 | 別紙様式第二号（一） |
| 2 | 指定介護予防支援事業所の指定に係る記載事項　 | 付表第二号（十二） |
| 3 | 介護保険法第７０条第２項各号等の規定に該当しない旨の誓約書※２シートありますので、標準様式６を表に、別紙④を裏となるよう1枚の両面印刷で提出してください。 | 標準様式６別紙④ |
| 4 | 勤務形態一覧表（指定月分） |  |
| ５ | 介護支援専門員一覧 | 参考様式３ |
| ６ | 介護保険法第115条の32第３項に基づく業務管理体制に係る届出（届出事項の変更） | 第2号様式 |
| ７ | 介護給付算定に係る体制等状況一覧表（介護予防サービス） | 別紙１－２ |

介護予防支援事業所の指定に係る確認書

別紙２

　介護予防支援事業所の指定申請にあたり、指定居宅介護支援事業所として、既に北九州市長に提出している下記の事項に変更がないことを確認してください。

　①事業所の名称、所在地

　②申請者（法人）の名称、主たる事務所所在地、代表者名、生年月日、住所、職名

　③事業開始予定日

　④登記事項証明書

　⑤事業所の平面図（専用区画）

　⑥管理者の氏名、生年月日、住所

　⑦事業開始時の推定利用者

　⑧運営規程

　⑨苦情処理概要

　⑩従業者の勤務の体制及び勤務形態（常勤、非常勤、専従、兼務の別）

　⑪市町村、保健医療サービスの連携

　⑫欠格事項に該当しない旨の誓約書

　⑬介護支援専門員の氏名、番号

* 上記の事項のうち、③④⑦⑨⑪⑫を除く項目に変更がある場合は、指定申請と併せて変更届の提出をお願いします。